2026(令和8)年11月号

人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター

江山人権福祉センターだより

児童虐待を防止しましょう



児童虐待とは、保護者(親や親に代わる養育者など)が18歳未満の子どもに対して行う、心身の健全な成長を妨げる行為です。子どもに対する最も重大な権利侵害であり、社会全体で防止すべき課題とされています。

児童虐待とは

心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

言葉による脅し、子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う、無視する、きょうだい間での差別的な扱いをする、子どもの前で配偶者に暴力をふるう、子どものきょうだいに虐待行為を行うことなど

ネグレクト(養育の拒否又は怠慢)

著しい減食、長時間の放置、保護・監督を怠ること

適切に食事を食べさせない、風呂に入れない、清潔な衣類を着せない、ひどく不衛生な環境の中で生活させる、病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に置いたまま度々外出する、自宅に出入りする第三者が虐待行為をすることを放置するなど

身体的虐待

児童の身体に暴行を加えること

殴る、蹴る、叩く、たばこの火を押し付ける、首を絞める、熱湯をかける、戸外に締め出すなど

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、させること

子どもへの性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノ写真のモデルにするなど

“児童虐待”は社会全体で解決すべき問題です！

児童虐待を受けたと思われる子どもを見かけたら、すぐに**鳥取市こども家庭センター**や**児童相談所**に通告・相談してください。

鳥取市こども家庭センター　午前8時30分～午後5時15分
電話:0857-20-0122　月曜日～金曜日(年末年始・祝日は休み)

鳥取県中央児童相談所　午前8時30分～午後5時15分
電話:0857-23-1031　月曜日～金曜日(年末年始・祝日は休み)

※緊急の場合は、中央児童相談所で24時間受付します。



開催事業の様子

筋トレ・ストレッチ



陶芸教室



創作教室



＜人権福祉講座＞

開催のお知らせ

参加無料

日 時　11月21日(土)　13:30～

会 場　江山人権福祉センター

講 師　松村　元樹 さん

（反差別・人権研究所みえ　事務局長）

11月の専門相談日程（予約が必要です）

カウンセラー相談

10日(火)・24日(火)　15:00～16:50

1名／50分（受付2名まで）

夜間弁護士相談

26日(木)　18:30～20:30

1名／30分（受付3名まで）

会場・問合せ先

中央人権福祉センター　☎ 0857-24-8241

11月事業予定

会場：江山人権福祉センター	
筋トレ＆ストレッチ	
2・16日(月)	13:30～14:30
陶芸教室（釉薬付け）	
12日(木)	13:30～15:00
子ども食堂	
4・18日(水)	16:00～18:00
学習支援	
4・11・18・25日(水)	18:00～19:00
人権福祉講演会	
21日(土)	13:30～14:30
会場：倭文老人憩の家	
いきいき健康教室	
9日(月)	10:00～11:00
会場：江山学園（うさぎ児童クラブ）	
手話教室	
25日(水)	15:30～16:30

※日程については変更する場合がございます。
ご了承ください。

ひとりで悩まないで！ -大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員（カウンセラー・弁護士など）が問題解決のための支援を行っています。

発行：鳥取市江山人権福祉センター　〒680-1165　鳥取市下味野1058-3　TEL(0857)53-1542　FAX(0857)53-1548
E-mail ：jin-kouzan@city.tottori.lg.jp